

介護保険 住宅改修の手引き



令和8年4月

茨城町保健福祉部長寿福祉課

1 介護保険の住宅改修とは

要介護又は要支援の認定を受けた方が、在宅生活を送るのに際し住宅改修を行ったとき、心身の状況や住宅の状況等から必要と認められた場合に限り、その改修費用の一部が支給されます。

※家屋の老朽化を原因とする改修や身体状況に関係のない改修（リフォームなど）は、保険給付の対象となりません。

2 支給要件

次のいずれにも該当する必要があります。

(1) 要介護（要支援）認定を受けており、工事着工日及び工事完了日ともに介護認定の有効期間内であること。

(2) 住民票がある住所で、現に居住する住宅について行われる改修であること。

(3) 被保険者（申請者）本人が在宅であること。

※入院中または施設等へ入所中の方は、退院・退所が確実に見込まれる場合、事前申請による事前承認後の着工が可能です。ただし、工事完了後になっても退院・退所できなかった場合は支給対象となりません。

(4) 被保険者（申請者）の心身の状況や住宅の状況等を鑑み必要な改修であり、その内容が介護保険制度の給付対象であること。

3 支給限度基準額

20万円（改修費用の上限額。そのうち1割、2割または3割が自己負担。）

※原則、1人あたり生涯20万円が改修費用の上限額であり、その範囲内であれば複数回に分けて利用ができます。

※改修費用が20万円を超えた場合、超えた分は全額自己負担となります。

4 支給限度基準額の例外について

次の場合には、再度20万円を改修費用の上限として利用することができます。

(1) 転居して住所が変わった場合（住民票の異動を行っている必要があります。）

(2) 要介護状態区分が3段階以上重くなった場合

要介護等状態区分	3段階以上上がった場合
要介護 2	要介護 5
要支援 2 または 要介護 1	要介護 4・5
要支援 1	要介護 3~5

※ただし、(1) 及び (2) の取扱いは同一住宅、同一被保険者につき 1 回に限られます。

5 支給方法

支払い方法には「受領委任払い」と「償還払い」の 2 種類があります。

(1) 受領委任払い

利用者が自己負担分（改修費用の 1 割、2 割または 3 割）を事業者を支払い、申請後、保険給付対象の 9 割、8 割または 7 割の金額を町から事業者へ支払います。なお、受領委任払いを利用できる施工業者は、町に事前登録を行っている事業者のみです。

※介護保険料の滞納がある方は、受領委任払いを利用することができません。

(2) 償還払い

利用者が一旦費用の全額を事業者を支払い、申請後、保険給付対象の 9 割、8 割または 7 割の金額を町から利用者へ支払います。

6 手続きの流れ

(1) 相談・検討

ケアマネジャー等に相談のうえ、施工業者を決定し、工事内容の検討を行います。

(2) 町へ事前申請

着工前に事前申請を行い、町の許可を得る必要があります。事前申請がない場合は、対象となる工事であっても支給を受けることはできませんのでご注意ください。

◇事前申請に必要な書類

償還	受領 委任	必要書類	備考
	○	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給事前申請書（受領委任払用）	
○		介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給事前申請書	
○	○	住宅改修が必要な理由書	理由書の作成者は、介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験２級以上、その他これに準ずる資格をもつ方でなければなりません。
○	○	工事費用見積書	宛名が被保険者（申請者）であるもの。材料の内訳がわかるよう記載されているもの（「手すり一式」のように部品の内訳が不明確な記載は不可。）。
○	○	改修前の状態がわかる写真	必ず日付の入ったもの（原則、日付機能のあるカメラで撮影してください。）。段差解消工事の場合は、段差の高さがわかるようスケールを当てたものも必要です。
○	○	改修箇所の確認できる書類（平面図等）	
	○	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する同意書	
○	○	住宅改修の承諾書	被保険者（申請者）と住宅の所有者が異なる場合のみ。複数名義の場合はその全員の承諾書が必要です。
○		通帳の写し	金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のわかるページ

償還	受領 委任	必要書類	備考
○		委任状	被保険者（申請者）本人以外の口座に振り込む場合のみ。
○	○	被保険者本人の身分証明書	介護保険被保険者証、マイナンバーカード等（写しでも可。）

（3）着工・支払い

町の許可が出てから着工します。改修後、費用の一部または全部を施工業者に支払います。

工事に際しては、原則、事前申請を行った工事内容に変更が生じないようにしてください。

（4）町へ事後申請

工事完了後、町へ事後申請を行います。町は、工事が適正に行われたことを確認します。なお、入院中または入所中に工事を行った場合は、退院または退所後に申請してください。

◇事後申請に必要な書類

償還	受領 委任	必要書類	備考
	○	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書（受領委任払用）	
○		介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書	
○	○	領収証の原本	宛名が被保険者（申請者）であるもの。コピーを預かり、確認のうえ原本はその場で返却します。コピーのみの提出は不可。
	○	介護保険住宅改修費に係る住宅改修費用額明細書兼確認書	
○	○	工事費内訳書	

償還	受領 委任	必要書類	備考
○	○	改修後の状態がわかる写真	必ず日付の入ったもの（原則、日付機能のあるカメラで撮影してください。）。段差解消工事の場合は、段差の高さがわかるようスケールを当てたものも必要です。

（5）住宅改修費の支給

工事が介護保険の対象であると認められた場合、保険給付対象の9割、8割または7割の金額を町から施工業者（償還払いの場合は被保険者本人）に支給します。

7 支給対象となる住宅改修の種類

（1）手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作に用いることを目的として設置する工事です。

○支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅内の手すり（廊下、トイレ、浴室、居室等） ・敷地内の手すり（玄関ポーチ、玄関から道路までの通路等） ・身体状況の変化等に伴う既存手すりの付け替え
×支給対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・取付けに際し工事を伴わない手すり ・敷地外の手すり ・既存手すりの老朽化による付け替え ・転落防止のための柵として設置する手すり ・庭木や畑の手入れのための手すり

※取付けに際し工事を伴わない手すりや便器またはポータブルトイレを囲んで使用する据え置き型の手すりは福祉用具貸与の対象となります。

(2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するための工事です。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等があります。

○支給対象	<ul style="list-style-type: none">各居室の敷居を低く（撤去）する工事スロープや踏み台を固定設置する工事浴室の床のかさ上げ浴槽をまたぎやすくするため低いものへ取替える工事
×支給対象外	<ul style="list-style-type: none">スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事昇降機、リフト、段差解消機等を設置する工事

※取付け工事を伴わないスロープは福祉用具貸与、浴室内すのこは特定福祉用具購入の対象となります。

《スロープを設置する際の幅及び勾配について》

車いすの通行に適する寸法が90 cmであることから、介助者の動作も考慮したうえで、住宅改修におけるスロープ幅の目安は100 cm以内とします。それを超える幅が必要である場合は、理由書において理由を明確にする必要があります。ただし、理由の記載があったとしても認められない場合があります。

また、勾配については原則として1/12（高さ10 cmの段差に対し、長さ120 cmのスロープ）よりも緩やかにしてください。

☞【参考】高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）

※上記の基準については茨城町独自のものであり、他市町村においては基準が異なる場合があります。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室における畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室における床材の滑りにくいものへの変更、通路面における滑りにくい舗装材への変更等の工事です。

○支給対象	<ul style="list-style-type: none">畳から板製床材、ビニル系床材等への変更浴室の床材を滑りにくい床材へ変更屋外の通路面を滑りにくい舗装材へ変更階段への滑り止めの設置（固定されているもの）
×支給対象外	<ul style="list-style-type: none">老朽化による床材の張替え

	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱材の使用（ただし、床材変更のために不可欠なものであれば、理由を確認したうえで対象となる場合もあります。）
--	---

（４）引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えや、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等があります。

○支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等への取替え ・重い引き戸から軽い引き戸への取替え ・扉の撤去 ・扉位置の変更 ・ドアノブの変更（握り玉からレバーハンドルへの変更等） ・戸車の設置 ・門扉の取替え ・引き戸等の新設（扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合に限る）
×支給対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化による扉の変更 ・自動ドアに切り替えた際の動力部分の費用相当

（５）洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器へ取替え、既存の便器の位置や向きを変更する工事です。

○支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・和式便器から洋式便器への取替え ・既存の洋式便器の位置や向きを変更する工事
×支給対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に切り替える場合の工事のうち、水洗化または簡易水洗化の部分の費用相当

※和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは対象となりますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は対象となりません。

(6) (1) から (5) までの改修に付帯して必要となる改修工事
 想定される付帯工事例

(1) 手すりの取付け	手すりの取付けのための壁の下地補強
(2) 段差の解消	浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
(3) 床または通路面の材料の変更	床材変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備
(4) 扉の取替え	扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
(5) 便器の取替え	便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

※ただし、一緒に行った工事でも、付帯工事として認められない場合があります。